

京司発第24-232号
令和6年7月23日

各 位

京都司法書士会
会長 山本拓生

会員の退会について（お知らせ）

当会に所属していた以下の会員は、令和6年7月17日、当会会則規定により退会したものとみなされました。

会員資格を喪失いたしましたので、司法書士と称することは認められず、同日以降司法書士業務を行うことはできません。

記

会 員 氏 名 石川俊智
登 録 番 号 910
事務所所在地 京都市下京区上平野町460番地2
事務所の名称 いしかわ司法書士事務所

以上